

【改定内容】（法人）カード会員規約 ※以下の下線部分が改定箇所となります。	
改定前	改定後
第7条（カード利用代金等の支払方法・約定支払日） (1) 会員のカード利用代金等は毎月末日に締め切り、翌々々月6日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に予め会員が届け出た金融機関の預金口座から口座振替の方法等により乙に支払うものとします。 なお、会員の支払額がその債務の全額に充当できない場合は、乙所定の順序にて乙が充当します。 (2) カード利用代金等の支払方法は、1回払いとし、ショッピングクレジットに係る手数料は不要とします。	第7条（カード利用代金等の支払方法・約定支払日） (1)会員のカード利用代金等は毎月末日に締め切り、翌々月27日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に予め会員が届け出た金融機関の預金口座から口座振替の方法等により乙に支払うものとします。なお、会員の支払額がその債務の全額に充当できない場合は、乙所定の順序にて乙が充当します。 (2) カード利用代金等の支払方法は、1回払いとし、ショッピングクレジットに係る手数料は不要とします。
第13条（公租公課・費用の負担） (1) カード利用代金等又は本規約に基づく費用等に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。 (2) カード利用代金等の支払、カードの返却、乙所定の届出及び問合せその他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。 (3) 会員がカード利用代金等の支払を怠り、乙が振込用紙を送付した場合、振込用紙送付費用として送付回数1回につき330円（税込）を乙に支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は会員負担とします。 <u>(4) 会員は支払遅延など会員の責に帰すべき事由により乙がカード利用代金等を訪問集金した場合、訪問集金 費用として訪問回数1回につき1,100円（税込）を乙に支払うものとします。</u> (5) 乙が会員に対して書面による催告を行った場合、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。 (6) 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。	第13条（公租公課・費用の負担） (1) カード利用代金等又は本規約に基づく費用等に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。 (2) カード利用代金等の支払、カードの返却、乙所定の届出及び問合せその他本規約に基づいて要するすべての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等)は、会員の負担とします。 (3) 会員がカード利用代金等の支払を怠り、乙が振込用紙を送付した場合、振込用紙送付費用として送付回数1回につき210円（税込）を乙に支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は会員負担とします。 <u>(4) 乙が会員に対して書面による催告を行った場合、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。</u> <u>(5) 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</u>
第14条（届出事項の変更） (1) 会員は、乙に届け出た法人名、個人事業主名、代表者名、所在地、電話番号、事業内容、預金口座、管理責任者、カード使用者、その他法令に基づく乙への届出事項等に変更が生じた場合、またカード使用者を追加する場合は、速やかに乙宛に所定の届出用紙により手続きしていただきます。 (2) 前項の届出がない場合、乙又は甲からの通知又は送付書類等が延着し、又は到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなし、また、届出がないことにより生じた紛議については、乙は責任を負いません。 <u>(3) 連帯保証人を新規につける場合、又は変更する場合、新連帯保証人は既に発生している会員の債務についても保証し、連帯して履行することに同意するものとします。</u>	第14条（届出事項の変更） (1) 会員は、乙に届け出た法人名、個人事業主名、代表者名、所在地、電話番号、事業内容、預金口座、管理責任者、カード使用者、その他法令に基づく乙への届出事項等に変更が生じた場合、またカード使用者を追加する場合は、速やかに乙宛に所定の届出用紙により手続きしていただきます。 (2) 前項の届出がない場合、乙又は甲からの通知又は送付書類等が延着し、又は到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなし、また、届出がないことにより生じた紛議については、乙は責任を負いません。
第15条（連帯保証） <u>(1) 連帯保証人は、カード利用に関わる一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。連帯保証人は、法人の代表者とします。</u> <u>(2) 連帯保証人は、前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）が、カード利用可能枠を踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は、乙が別途通知するものとします。</u> <u>(3) 連帯保証人は、カード利用可能枠が変更された場合、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、乙が別途通知するものとします。</u> <u>(4) 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。</u> ①会員の財産及び収支の状況 ②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況 ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容 <u>(5) 連帯保証人は、乙に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。</u> <u>(6) 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。</u> <u>(7) 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。</u> <u>(8) 連帯保証人は、乙が他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。</u> <u>(9) 会員は、乙が連帯保証人に対して、会員の乙に対する債務の履行状況を開示することを予め承諾します。</u>	(条項削除)
第18条（合意管轄裁判所） 会員は、本規約について紛争が生じたときは、訴額の如何にかかわらず、乙又は甲の本社、各営業部、各支店、各営業所、センターを管轄する簡易裁判所若しくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。	第17条（合意管轄裁判所） 会員は、本規約について紛争が生じたときは、訴額の如何にかかわらず、<u>会員の所在地</u>、乙又は甲の本社、各営業部、各支店、各営業所、センターを管轄する簡易裁判所若しくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。
第19条（反社会的勢力との取引の排除） (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）、カード使用者<u>及び連帯保証人</u>は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①暴力団 ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥前各号の共生者 ⑦その他前各号に準ずる者 (2) 会員、カード使用者<u>及び連帯保証人</u>は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲及び乙の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 (3) 乙は、会員、カード使用者<u>及び連帯保証人</u>が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員、カード使用者<u>及び連帯保証人</u>の保有する乙が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、乙と会員、カード使用者<u>及び連帯保証人</u>とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。	第18条（反社会的勢力との取引の排除） (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）、カード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①暴力団 ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥前各号の共生者 ⑦その他前各号に準ずる者 (2) 会員、カード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲及び乙の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 (3) 乙は、会員、カード使用者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員、カード使用者の保有する乙が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、乙と会員、カード使用者とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第20条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止） (1) 会員(本条においては入会申込者を含む)、カード使用者及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者 ②その他前号に準ずる者 (2) 会員、カード使用者及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。 ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為 ②その他前号に準ずる行為 (3) 乙は、会員、カード使用者及び連帯保証人の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができますものとします。会員、カード使用者及び連帯保証人から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カード利用を一時的に停止することができますものとします。 (4) 前項の求めに対する会員、カード使用者及び連帯保証人の回答、具体的な利用内容、会員、カード使用者及び連帯保証人の説明内容並びにその他の事情を考慮して、乙がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カード利用を一時的に停止することができるものとします。 (5) 前二項の定めによるカード利用の一時的な停止は、会員、カード使用者及び連帯保証人からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと乙が認める場合、乙はカード利用の停止を解除するものとします。 (6) 乙は、会員、カード使用者及び連帯保証人が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。	第19条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止） (1) 会員(本条においては入会申込者を含む)、カード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者 ②その他前号に準ずる者 (2) 会員、カード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。 ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為 ②その他前号に準ずる行為 (3) 乙は、会員、カード使用者の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができますものとします。会員、カード使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カード利用を一時的に停止することができるものとします。 (4) 前項の求めに対する会員、カード使用者の回答、具体的な利用内容、会員、カード使用者の説明内容並びにその他の事情を考慮して、乙がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カード利用を一時的に停止することができるものとします。 (5) 前二項の定めによるカード利用の一時的な停止は、会員、カード使用者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと乙が認める場合、乙はカード利用の停止を解除するものとします。 (6) 乙は、会員、カード使用者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします
【お問い合わせ・相談窓口】 1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2.本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談については下記までお尋ねください。 S M B C ファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター <u>フリーダイヤル 0120-086-315</u> 携帯電話からのご利用は TEL 052-300-1515 〔承り時間 9:30～17:00 1月1日休〕 電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。 カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用下さい。 S M B C ファイナンスサービス株式会社 〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	【お問い合わせ・相談窓口】 1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2.本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談については下記までお尋ねください。 S M B C ファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター <u>〒130-0022 東京都墨田区江東橋四丁目19番4号</u> <u>電話番号：03-5638-3211 06-6339-4074</u> 〔承り時間 9:30～17:00 1月1日休〕 電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。 カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用下さい。 S M B C ファイナンスサービス株式会社 〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号